

しいたけ品質表示基準の制定について（案）

平成17年10月27日

農 林 水 産 省

1 制定の趣旨

一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の8第2項の規定に基づき「しいたけ」に「栽培方法」の表示を義務づけることを旨とした、しいたけ品質表示基準を定める。

2 内容

生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により定められた「名称」及び「原産地」の表示に加えて、栽培方法の表示を義務づける。

なお、「乾しいたけ」は、乾しいたけ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1633号）により「栽培方法」の表示が義務づけられている。

しいたけ品質表示基準（案）

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物の（4）野菜のきのこ類のうち、しいたけに適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
しいたけ	しいたけ菌の子実体で全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものをいう。
原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

（表示事項）

第3条 しいたけの品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、栽培方法とする。

（表示の方法）

第4条 前条に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 原木栽培

「原木」と記載すること。

(2) 菌床栽培

「菌床」と記載すること。

(3) (1)と(2)を混合したもの

重量の割合の多いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載すること。

（表示禁止事項）

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

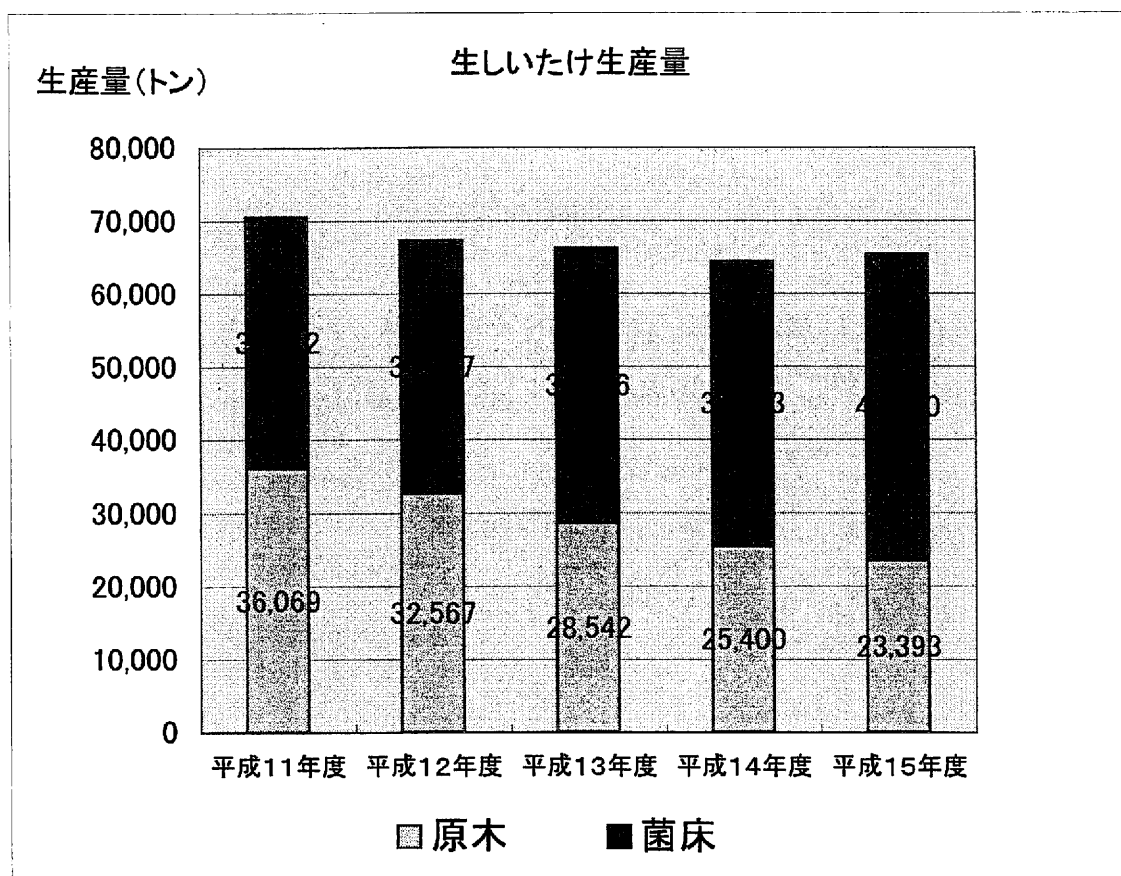
(参考)

生しいたけ、乾しいたけの生産量、輸出入量

単位:トン

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生しいたけ					
生産量	70,511	67,224	66,128	64,442	65,363
うち原木	36,069	32,567	28,542	25,400	23,393
うち菌床	34,442	34,657	37,586	39,043	41,970
輸入量	31,628	42,057	36,301	28,148	24,896
乾しいたけ					
生産量	5,582	5,236	4,964	4,449	4,108
輸入量	9,146	9,144	9,253	8,633	9,137
輸出量	156	115	151	118	79

林野統計等より



生しいたけ品質表示実態調査結果(抄)

1. 実施時期

平成17年8月16日～9月9日

2. 調査対象

生しいたけ

3. 調査項目

(1) 表示項目

生鮮食品品質表示基準に規定する「表示事項」、「表示禁止事項」及び栽培方法の表示の有無と表示がある場合には記載内容の調査

(2) 販売状況

生しいたけの店舗での販売状況の実態調査。

4. 調査件数

表示調査:生しいたけ 29点

販売状況調査:44店舗

5. 調査結果

栽培方法の表示の実態

栽培方法の表示	商品数	割合
原木栽培	16	12.6%
菌床栽培	10	7.9%
表示無し	101	79.5%
計	127	

栽培方法の表示に関する要望

- 生産情報公表農産物ＪＡＳ規格制定時のパブリックコメント提出意見（平成17年2月3日総会資料）
しいたけには菌床栽培と原木栽培があることから、栽培方法を公表情報の項目に加えるべき。（163件）
- 国産原木しいたけ生産者の会の要望（平成17年3月28日）
生しいたけの栽培方法の表示を義務付けるよう要望。
- 第23回食品の表示に関する共同会議（平成17年5月25日）資料
（4）その他、生鮮食品の表示に関して寄せられたご意見、ご要望等
しいたけについて、原木栽培、菌床栽培の別を表示すべきでは。（乾しいたけでは義務化されており、整合が取れていない。）
- 食品表示110番受付カード（平成17年7月19日）食料品消費モニターからの提出意見
生しいたけについても、乾しいたけと同様に栽培方法の表示がなされるよう要望。

乾しいたけ品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1633号

改正 平成16年 9月14日農林水産省告示第1707号

(趣旨)

第1条 乾しいたけ（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
乾しいたけ	しいたけ菌の子実体を乾燥したもので全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものをいう。
どんこ	乾しいたけのうち、かさが7分開きにならないうちに採取したしいたけ菌の子実体を使用したものをいう。
こうしん	乾しいたけのうち、かさが7分開きになってから採取したしいたけ菌の子実体を使用したものをいう。

(一括表示事項)

第3条 乾しいたけの製造業者が一般消費者に直接販売する場合にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、その容器又は包装に同項第1号、第3号及び第6号に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

(表示の方法)

第4条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「乾しいたけ」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して、「スライス」と記載し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で30%以下のものにあっては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で30%以下のものにあっては「乾しいたけ（こうしん）」と記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、「しいたけ」と記載すること。ただし、原木栽培（クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける方法をいう。以下同じ。）のものにあっては「原木」と、菌床栽培（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける方法をいう。以下同じ。）のものにあっては「菌床」と、原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては原材料に占める重量の割合の多いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と、「しいたけ」の文字の次に括弧を付して記載すること。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 「名産」の用語

(2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語